



平成 26 年 2 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社ファーマフーズ
代 表 者 名 代表取締役社長 金 武 祐
コ ー ド 番 号 2 9 2 9 (東 証 マ ザ ー ズ)
問 合 せ 先 総 務 部 部 長 新 谷 義 信
T E L 0 7 5 - 3 9 4 - 8 6 0 0

新株式発行及び株式の売出しに関するお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 3 日開催の取締役会において、以下のとおり、新株式発行及び当社株式の売出しを行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社は、「医薬」(Pharmaceuticals)と「食」(Foods)の融合「ファーマフーズ(Pharma Foods)」を目指し、健康維持と生活の質(Quality of Life)の向上に役立つ、機能性素材の開発を創造しています。

医薬は治療を目的としますが、食は美味しさと栄養だけでなく、疾病の予防と健康維持の機能を担っています。

当社では「免疫・老化・神経」という3つの機能に注目し、身近な食品素材からこれらの機能に作用する製品の開発を行っております。

平成25年12月12日に公表の「中期経営計画(平成26年7月期～平成29年7月期)」に基づき、「Bio Business Triangle」をコンセプトに、「機能性素材(Bio seeds)事業」「創薬(Bio medical)事業」「通販(Bio value)事業」を重点事業と位置付けております。

今般の公募増資による資金調達は、「創薬(Bio medical)事業」にかかる研究開発投資を主な目的としており、調達した資金により「ニワトリ抗体創薬事業」「たまご由来ペプチド創薬事業」への展開を加速いたします。

「ニワトリ抗体創薬事業」は、当社の基幹バイオテクノロジーである鶏卵抗体作製技術を高度利用したものであり、悪性腫瘍(がん)、炎症性疾患、アルツハイマーや糖尿病など、未だ治療薬が存在しない疾患やその効果が不十分な疾患に対して画期的な抗体医薬品の創出を目指します。

抗体医薬品の創出にあたっては、新たな標的分子を見出した公的機関・大学等の先端医療技術と当社の「ニワトリモノクローナル抗体作製技術」を融合することにより、優れた作用を有し副作用が軽減された新たな抗体医薬を創出します。

「たまご由来ペプチド創薬事業」は、「タマゴを温めるとヒヨコになる」という現象に着目し研究を行った結果、卵黄から骨代謝改善ペプチドの有効成分の単離・同定、そして合成に成功し、本物質をペプチド医薬品として実用化するものです。本候補物質は、「骨形成の促進」と「骨吸収の抑制」の両面から骨代謝改善に働きかける希少な薬理作用を示すことが期待されております。また食経験の豊富な卵黄由来であり、長期服用に耐用する安全性も期待され、高齢社会を背景に増加傾向を示している関節・骨疾患治療薬市場で、大きな活用が見込まれます。

今回の資金調達では、上記創薬事業に係る研究開発資金、創薬事業に係る創薬研究所の建物新設及びその機器購入に伴う設備資金に充当する予定であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

本資金調達により、中期経営計画の戦略遂行に必要な資金を確保し、積極的な投資により事業基盤を構築、拡大させ、当社の企業価値を最大化させてまいります。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 2,557,000株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成26年2月12日（水）から平成26年2月17日（月）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、SMB C日興証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成26年2月19日（水）から平成26年2月24日（月）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 受渡期日 上記払込期日の翌営業日
- (9) 申込株数単位 100株
- (10) 申込証拠金 1株につき発行価格と同一の金額
- (11) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役 金 武祐に一任する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 383,000株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況により減少する場合、又は本売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案し、一般募集の主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が当社株主である金 武祚（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 一般募集における申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役 金 武祚に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 383,000株
- (2) 払 込 金 額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 SMBC日興証券株式会社 383,000株
- (5) 申 込 期 日 平成26年3月18日（火）から平成26年3月25日（火）までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の2営業日後の日とする。
- (6) 払 込 期 日 平成26年3月19日（水）から平成26年3月26日（水）までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の3営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役 金 武祚に一任する。
- (9) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況を勘案し、383,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社は、SMBC日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）を行使期限として付与します。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日からグリーンシュエーションの行使期限までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMBC日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引により買付けた株式数及び安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合における当該株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMBC日興証券株式会社はグリーンシュエーションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が平成26年2月12日（水）の場合、「平成26年2月15日（土）から平成26年3月14日（金）までの間」
- ② 発行価格等決定日が平成26年2月13日（木）の場合、「平成26年2月18日（火）から平成26年3月19日（水）までの間」
- ③ 発行価格等決定日が平成26年2月14日（金）の場合、「平成26年2月19日（水）から平成26年3月20日（木）までの間」
- ④ 発行価格等決定日が平成26年2月17日（月）の場合、「平成26年2月20日（木）から平成26年3月20日（木）までの間」

となります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	11,760,000株	(平成26年1月31日現在)
一般募集による増加株式数	2,557,000株	
一般募集後の発行済株式総数	14,317,000株	
本第三者割当増資による増加株式数	383,000株	(注)
本第三者割当増資後の発行済株式総数	14,700,000株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の割当株式数の全株式に対しSMB C日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

3. 調達資金の用途

(1) 今回の調達資金の用途

今回の一般募集による手取概算額 1,064,899,660 円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本第三者割当増資の手取概算額上限 160,274,540 円と合わせて、手取概算額合計上限 1,225,174,200 円について、平成 26 年 7 月期から平成 28 年 7 月期までに 970,000,000 円を創薬事業に係る研究開発資金に、平成 27 年 7 月期から平成 28 年 7 月期までに 130,000,000 円を創薬事業に係る創薬研究所の建物新設に伴う設備投資資金に、平成 26 年 7 月期から平成 30 年 7 月期までに 100,000,000 円を創薬事業に係る創薬研究所の機器購入に伴う設備投資資金に、残額が生じた場合は、平成 29 年 7 月期から平成 30 年 7 月期までに創薬事業に係る研究開発資金に充当する予定であります。なお、上記手取金は、実際の充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

当社では会社設立以来、研究開発に軸をおいた経営形態を実践してまいりましたが、本資金調達により、創薬事業における研究開発に必要な資金を確保することにより、企業価値向上の実現に向け必要な事業基盤の拡大及び中長期的な成長を支える財務基盤の強化を図ることができるものと考えております。

なお、上記研究開発資金に関する全体の投資計画は、平成 26 年 2 月 3 日現在、以下のとおりであります。

内容	投資計画 (百万円)	投資予定時期
悪性腫瘍プロジェクト (注) 1	387	平成 26 年 7 月期から 平成 30 年 7 月期
関節リウマチプロジェクト (注) 2	495	
新規骨形成プロジェクト (注) 3	1,062	
合計	1,944	—

(注) 1 悪性腫瘍プロジェクトとは、悪性腫瘍(がん)の中でも、未だ治療薬が存在しない疾患やその効果が不十分な疾患に対して、新たな標的分子を見出した公的機関と当社の「ニワトリモノクローナル抗体作製技術」を融合することにより、従来の抗体作製法では実現できなかった抗体医薬品の創出を目指すプロジェクトです。

2 関節リウマチプロジェクトとは、既存の治療薬によって十分な改善効果が得られない患者に対して、関節リウマチの原因タンパク質の機能解析を行う研究機関と当社の「ニワトリモノクローナル抗体作製技術」を融合することにより、発症初期の原因タンパク質を不活性化する新たな抗体医薬品の創出を目指すプロジェクトです。

3 新規骨形成プロジェクトとは、骨粗しょう症に対する既存の治療薬は、「骨形成の促進」または「骨吸収(骨の破壊吸収)の抑制」のいずれか一方に作用するものですが、当社がこれまで研究を重ねてきた機能性ペプチドから特定された有効成分の合成物を「ペプチド医薬品」として実用化し、「骨形成の促進」と「骨吸収の抑制」の双方に効能を示す、新たな医薬品の創出を目指すプロジェクトです。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、設備投資計画は、平成 26 年 2 月 3 日現在（ただし、投資予定金額の既支払額については、平成 25 年 12 月 31 日現在）、以下のとおりとなっています。

事業所名	所在地	事業の部門別の名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額	既支払額		着手	完了	
創業研究所	京都市 西京区	バイオメディ カル部門	創業事業に係る 創業研究所の建 物	500	—	増資資金、 自己資金及び 借入金	平成 27 年 1 月	平成 27 年 12 月	(注) 2
創業研究所	京都市 西京区	バイオメディ カル部門	創業事業に係る 創業研究所の機 器等	180	—	増資資金、 自己資金及び 借入金	平成 26 年 7 月	平成 29 年 12 月	(注) 2

(注) 1 金額には消費税等は含まれておりません。

2 完成後の増加能力については研究開発が主な目的であることから合理的に算定することが困難であるため、記載しておりません。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)「今回の調達資金の用途」に記載の用途に充当することによって、当社の中期経営計画の達成に向けた戦略を着実に遂行し、当社グループの企業価値を最大化させることにつながるものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社では、株主への利益還元については、経営成績や資金状況等を勘案し配当を検討することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年 1 月 31 日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の用途

当社では会社設立以来現在に至るまで事業資金の流出を避け、内部留保の充実に努めるため利益配当は実施しておりません。今後も研究開発活動を継続することが企業価値の増加につながるものと認識しており、研究開発への積極的な先行投資のための資金確保重視の観点から、当面の間、利益配当は実施しない方針であります。ただし、株主への利益還元については、重要な経営課題であると位置づけており、今後の経営成績や資金状況等を勘案し利益配当を検討する所存であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年7月期	平成24年7月期	平成25年7月期
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△)	△793.23円	5.11円	22.92円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	0.0円 (0.0円)	0.0円 (0.0円)	0.0円 (0.0円)
実績配当性向	—	—	—
自己資本当期純利益率	△2.02%	2.57%	10.69%
純資産配当率	0.0%	0.0%	0.0%

- (注) 1. 実績配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を、自己資本（純資産額合計から新株予約権を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 平成25年8月1日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っております。このため、平成24年7月期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社はストックオプション制度を採用し、旧商法及び会社法の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。当該制度の内容は次の通りです。

(平成26年1月31日現在)

臨時株主総会決議日	新株式発行 予定残数	権利行使価額 (資本組入額)	権利行使期間
平成17年6月7日	27,000株	500円 (250円)	平成19年6月16日から平成27年6月6日まで
平成17年6月7日	22,600株	500円 (250円)	平成19年11月1日から平成27年6月6日まで

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年7月期	平成24年7月期	平成25年7月期	平成26年7月期
始 値	23,700 円	19,110 円	34,900 円 *544 円	491 円
高 値	29,200 円	60,500 円	166,000 円 *579 円	793 円
安 値	13,590 円	16,600 円	29,500 円 *494 円	402 円
終 値	18,310 円	35,550 円	118,800 円 *497 円	446 円
株価収益率	一倍	34.8 倍	21.7 倍	一倍

- (注) 1. 平成25年7月期の株価について、*印は、平成25年8月1日付株式分割による権利落後の株価であります。
2. 平成26年7月期の株価等については、平成26年1月31日（金）現在で記載しております。
3. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値です。なお、平成23年7月期に関しては当期純損失を計上しているため記載しておりません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関し、当社株主である金 武祚及び金 湧淑は、SMBC日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストックオプション等に関わる発行若しくは交付を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、SMBC日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。